

穂豊帆 21

第211号

[hohoho 21]

山形市農業委員会

〒990-8540

山形市旅籠町二丁目3番25号

TEL 023-641-1212 (内線774)



～地域探訪～

山形市野草園

写真は、5月頃に園内でみられる花たち

開園時間／9:00～16:30

休園日／毎週月曜日

(ただし、月曜日が祝日・休日の場合はその翌平日)
(4月第3月曜日から6月第2月曜日まで無休)

開園期間／4月～11月

入園料／大人 300円

高校生以下 無料

※団体割引(20人以上の場合) 大人 240円

★詳しくは、野草園のホームページをご覧ください。

<https://www.yasouen.jp>



クリンソウ



ミツガシラ



クマガイソウ

● 農業委員会の活動報告

* 地区別農政懇談会開催 2 P

* 人・農地プランの話し合い 3 P

* 女性の農業委員会活動推進シンポジウム 5 P

● 地域情報

* みんなの広場 (東沢地区 渋谷 英孝さん) 5 P

● お知らせ

* 農地パトロール実施のお知らせ 3 P

* 令和3年賃借料情報について 3 P

* 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の見直し 4 P

* 農業者年金現況届について 6 P

* 許可等日程のお知らせ 6 P

地区別農政懇談会を開催しました

市内21地区において、地区別農政懇談会を農業委員と農地利用最適化推進委員が中心となって開催し、たくさんの皆様より参加をいただきました。

懇談会では、各地区の農業を取り巻く諸問題等について、次のような意見・要望がありました。これらについて、これから農業委員会で協議を行い、市、県、国や関係機関に提言・要望してまいります。

有害鳥獣について

- 近年、特にイノシシによる被害が増加している。しかし、狩猟法の厳しい規制により実施隊や地域住民の対応も限定的となり、近隣の田畑が荒らされるのを、ただ黙って見ているのが実情である。イノシシに対し捕獲方法・罠の使用方法の講演会実施や、個人でも対応できるような規制の緩和を求める。
- 山際の対策は長距離の電気柵が必要なことから、その下草を除草するための除草剤費用の支援をしてほしい。
- 有害捕獲の効率を図るためにも、地元と実施隊との意見交換会を開催し、実施隊の捕獲増頭を望む。
- イノシシの被害対策としてワイヤーメッシュによる防護柵の設定が有効であり、山形市に資材等の無償支給を申請しているが、全額支給になるよう考慮してもらいたい。また、申請する場合には有害鳥獣対策協議会の設立が必要となるが、会など作らず4〜5名で短い距離の防護柵設置についても無償支給される制度が欲しい。更に、防護柵の設置、維持管理を地区民で出来ないような地域においては、市や行政機関でやってほしい。
- 電気柵の助成金を上げ、支給時期も早めてほしい。

農地中間管理機構について

- 農地の集積（マツチング）が農地中間管理機構に一元化されたが、実情はJAや農業委員等にまかせてしまっており、積極的な姿勢がみられない。
 - マツチング困難な農地（畑や果樹園地、中山間農地など）は除外し、集積し易い水田等ばかり集積しており、貸し手と借り手の「中間で管理する機構」とは言い難い。集積率向上の補完として、人・農地プランの速やかな「実質化」が盛り込まれたものと思われる。現場に即した機構のあり方について再考を求める。
 - 集積は、現場まかせとなっており、条件の悪い所はマツチングが出来ない。農地整備は中山間地域では5ha、平地では10haと面積要件が大きく、事業に取り組みづらい。1haでもできるような要件緩和をしてほしい。
 - ほ場の畦畔を除去して拡大後、境杭を現況に戻す時の費用について助成をしてほしい。
- ### 担い手の確保について
- これから未来を託す若者の就農をしやすくするため、親元就農者に対しても支援をしてほしい。
 - 農の雇用事業について、これからのスマート農業を習得させるためにも、

現在の支援期間2年間を5年間まで延長してほしい。

- 第2種の兼業農家を将来専業農業者として確保していくためにも、認定農業者制度に準じる制度の創設を求める。

- 果樹生産者の高齢化により、園地の再利用ができるマツチング等の情報を一元化する窓口の設置をしてほしい。

認定農業者について

- 認定農業者の資格は後継者がいれば75歳までになっているが、後継者がいなくても意欲があれば75歳までにしてほしい。

出作・入り作について

- 申請解除を行ってから再申請の手続きの負担軽減と、貸出人に理解してもらうための施策を検討してほしい。

モモのせん孔細菌病対策について

- モモのせん孔細菌病が多発しており、品種によっては販売できない物（晩生種）もある。対策としての防風ネットは、費用負担が大きく、また簡単に設置が出来ないため、有袋（二重袋）による発生防止に対して助成をしてほしい。

人・農地プランの話し合い

令和2年11月より令和3年1月にかけて、人・農地プランの実質化に向けた話し合いが各地区にて行われました。これは既存の人・農地プランが「属人」だったのに対し、よりプランの有効性を高める為に「属地」という考え方のもと、市内21地区を18のプランとし実質化を目指すものです。

話し合いにあたり、事前のアンケートにて地区における農業者の年齢・後継者の有無・5〜10年後の農地利用を確認し、その結果を基に耕作者ごと色分けした地域の地図が用意されました。また、各地域にて耕作している認定農業者・認定新規就農者を今後中心となる経営体としてリストアップし、プランへの参加の有無を確認しました。

旧市地区では農政課・農業委員会・旧市地区認定農業者の会・山形市農協の参加により、11月30日に新型コロナウイルス感染症対策を徹底して話し合いが行われました。農業委員が進行役となり、アンケート結果の説明、主な耕作者ごとに色分けされた地図を用いての地域の現状の確認、中心となる経営体の選定をし、議論が行われました。

「中心経営体による水田の集積は進んでおり、規模拡大も視野に入れているため、今後は効率化のために集約化が重要である。」「集約化はプランを跨いで山形市全体で考える必要がある。」「施設園芸での担い手による集積は可能なのか。」など、地図による可視化の効果もあり多様な意見が挙がりました。

耕作者として他地区のプランの話し合いにも参加させて頂きました。「中心経営体となる認定農業者が少ない。」「中山間地の農地をどう扱うのか。」「樹園地の担い手などのように確保するのか。」「中心経営体以外の耕作者が参加する話し合いも必要ではないのか。」など地区により課題は大きく異なります。地域未来の設計図である人・農地プランは実質化され実行となったばかりであり、毎年更新が可能です。今後も話し合いを重ね少しずつ課題を克服し、農地利用の最適化を図り、将来の地域農業の理想と発展を目指しましょう。

(農業委員 小松 武)

山形市では令和3年2月24日に市内21地区について、18プランの実質化された人・農地プランを定め、公表しました。



山形市農業委員会では、遊休農地の解消と発生防止を図るため、毎年8月頃に「農地パトロール」を実施し、遊休農地の所有者の方に、営農再開や草刈りなどの管理をしていただくよう指導を行っています。調査に伺った際にはご協力をお願いします。

また、農地パトロールの結果に基づき、遊休農地の所有者の方に「遊休農地に係る利用意向調査」が送付される場合があります（11月頃に郵送の予定）。これは、遊休農地の利用について所有者の方の意向をお尋ねするもので、農地法に定められた調査です。併せてご協力をお願いします。

遊休農地に対する 固定資産税の課税強化について

課税強化の対象となるのは、次の①②両方の条件に該当し、農業委員会から「農地中間管理機構との協議の勧告」を受けた遊休農地です。

- ①有効利用できるにも関わらず、耕作あるいは草刈りなどの維持管理がされないもの。
- ②所有者が、送付されてきた「遊休農地に係る利用意向調査」で農地中間管理機構への貸付を希望しないもの。

これらに該当する遊休農地については、農地の固定資産税を算定する際に適用される軽減割合（×0.55）が適用されず、固定資産税が増額されることとなります。

遊休農地を解消するには？

いったん遊休農地になり、荒廃が進んでしまうと、農地に戻すことがますます難しくなります。

遊休農地は、雑草や害虫の発生で周辺に迷惑となるばかりでなく、不法投棄や火災を招く恐れもあります。

農地をお持ちの方は、日頃から適切な維持管理をお願いします。

高齢者の方など、自力で遊休農地を解消することが難しい場合は、農地中間管理機構への貸付もご検討ください。

令和3年 山形市賃借料情報について

令和2年1月から令和2年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料の動向について、「令和3年山形市賃借料情報」を作成しました。

事務局窓口での配布のほか、山形市農業委員会のホームページからもダウンロードすることができます。

農地の賃貸借契約締結の参考にご活用ください。

農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しを行いました

山形市農業委員会では、令和2年12月15日に、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の見直しを行いました。以下は、指針の抜粋になります。(全文は、山形市農業委員会のホームページに公表しています)

山形市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

第1 基本的な考え方

山形市においては、平地と中山間地が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なり、地域の実態に沿った取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

市内では農業従事者の高齢化や担い手不足に加え、特に中山間地では、有害鳥獣による食害等により、遊休農地が増加する傾向が続いており、その発生防止・解消に努めていく一方、水田農業においては稲作のほか、そば、小麦、大豆等の団地化が進められていることから、担い手への農地利用の集積・集約化においては、農地中間管理事業及び農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、山形市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を平成30年2月14日に定めた。

この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定)で、2023年度までを、担い手の農地利用集積や新規就農者等の目標年度としていることから、それに合わせて令和5年を目標として定めたが、農業委員及び推進委員の改選期であり、計画の中間年度3年目にあたることから、検証を行い、以下のとおり変更し定めるものであり、3年ごとに検証・見直しを行うものとする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」(平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
当初 (平成29年4月)	5,219 ha	19 ha	0.36%
現状 (令和2年4月)	5,147 ha	27 ha	0.52%
目標 (令和5年4月)	5,119 ha	18 ha	0.35%

【目標設定の考え方】

遊休農地所有者への指導を通じ、毎年、遊休農地面積の1割程度を解消の目標にする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について
- ② 農地中間管理機構との連携について
- ③ 非農地判断について

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
当初 (平成29年4月)	5,200 ha	2,898 ha	55.73%
現状 (令和2年4月)	5,120 ha	3,014 ha	58.87%
目標 (令和5年4月)	5,101 ha	3,413 ha	66.91%

【目標設定の考え方】

第6次山形市農業振興基本計画で「担い手への集積割合」の目標を達成するため、現状を踏まえ、年間の集積面積を設定する。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

- ① 「人・農地プラン」に係る取り組みについて
- ② 農地中間管理機構等との連携について
- ③ 農地の利用調整と利用権設定について
- ④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標 (単年度目標)

	新規参入者数 (個人) (新規参入者取得面積)	新規参入者数 (個人) (新規参入者取得面積)
当初 (平成29年4月)	11 人 (5 ha)	2 法人 (2 ha)
現状 (令和2年4月)	10 人 (8 ha)	1 法人 (4.4 ha)
目標 (令和5年4月)	14 人 (6 ha)	5 法人 (3.5 ha)

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- ① 関係機関との連携について
- ② 企業参入の推進について
- ③ 農業委員会のフォローアップ活動について



このシンポジウムは例年東京で、全国から四百人を超える女性の農業委員、農地利用最適化推進委員が集まり行なわれていました。

今年も新型コロナウイルス感染症対策のためオンラインで令和3年3月11日に開催されました。

はじめに、地方考夢こうむ員[®]研究所澤畑佳夫所長より「人・農地プランの実質化を確実に進めるために(再確認)」と題し、講談をいただきました。

質問1人・農地プランは何のためにつくるのですか？

答え 農業を通じて「持続可能なまち(地域)づくり」をするため。

質問2「目的」と「目標」の違いは？

答え 目的は「最終・到達点」、目標は「最終通過点」。質問を交えながらこれからの座談会の進め方など具体的に説明をうけました。

その中で私がポイントと感じた事は、「会議とはお互いの意見を聴き合う場」ということです。①自分ばかり話しません②頭から否定しません③楽しい雰囲気大切にします④参

加者は対等です⑤皆が気持ちよく話せるように協力します。「五つの約束から会議をスタートさせる。何より参加したい会議にする事」が大切だと感じました。

次に、事例報告が長野県松川町、岐阜県恵那市農業委員会より発表がありました。地区の現状を地図に書き落としで見える化しており、その後意見を集約し、その中から生まれた集落営農活動についての内容でした。活動されている方々の笑い声が写真の笑顔から伝わってきました。これが実質化されているというでしょう。

今回のシンポジウムは自宅での視聴参加となりましたが、気になるところは早戻しして再度見直しでき、オンライン会議の良さを認識しました。

(農業委員 遠藤紀江)



協同の杜で行われたオンラインシンポジウムの参加者の様子



「できる事」を

東沢地区 渋谷 英孝さん

私は東沢で啓翁桜を生産している農家です。農業次世代人材投資資金の給付をいただき、その5年目となります。学生の頃は自分が農業をやると思っていませんでした。やるとしても手伝い位だろうと。不思議なものです。結局は土いじりが好きなのと性に合っていたんでしょね。

補助金を申請する際に経営計画を作成します。総合支庁普及課の先生や市役所農政課担当の方とあーでもないこーでもないとする訳です。5年前の渋谷君(専門知識赤子の自分)が、作成した書類で申請が通ったんですが。戻れることなら戻って顔をひっぱたいてやりたいですね。今見ると結構な風呂敷広げてるなあと。売上・収量共に倍以上を目標として意気込んでいました。

当初の計画通りにいけば目標に近いところまでいけたのではないかと思います。しかしそう甘くないのが農業です。この5年間に本当に理解できない事、逆に理解させられた事が多くあります。天気はその代表でしょう。年によつては40度を超えたり寒かったり。7月に土砂降りになったり。冬に雪がなかったり。それと鳥獣被害。私の畑でイノシシが暴れまわっています。新規作物で苗を植えたのですが生き残っていません。他にもカモシカは新芽を食べるし、クマはなぎ倒していくし、サルは引き抜いていきます。

就農する前は見えなかつた事が、肌で感じられる様になりました。農業人とは年々データを蓄積してそれを反映させて活用していく人の事だと。そういった積み重ねの厚さがその農業人の厚さであり源になっていくのだと思います。これから就農する人に伝えたいです。風呂敷広げて入ってきてもいいです。「できる事」を積み重ねていく事が、農業の一面であり農業人としての成長でもあります。「理解できない、理不尽な事」を逆にやりましょう。

農業者年金 現況届について!

5月末頃に農業者年金基金から現況届の用紙が受給権者に送付されますので、次のとおり提出をお願いします。なお、現況届を提出されなかった場合、農業者年金が差し止めになりますのでご注意ください。

- ◆提出時期◆ 6月1日から6月30日まで
- ◆提出場所◆ 市役所6階農業委員会又は最寄りのコミュニティセンター(元地区公民館)

経営移譲年金(特例付加年金)を受給されている方へ

経営移譲年金を受給している方が提出する現況届には、右のような質問があります。すべての質問に回答して提出して下さい。

回答の一つでも「はい」があれば支給停止の可能性がありますのでお気をつけください。

※1について、後継者の農作業手伝いは、支給停止になりません。

※3について、担い手への利用集積や農地中間管理機構へ貸しても支給停止になりません。

※6について、建物共済は含みません。

《お問い合わせ先》

農業委員会事務局 農政振興係
電話 023-641-1212 内線 774

1 あなたご自身が農業を営んでいますか	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
2 あなたご自身が農業を営む法人の構成員になっていますか	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
3 後継者に貸している農地等又は特定農業用施設の返還を受けたり、売却・転用・貸付け等をしましたか	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
4 あなたご自身が農業所得の納税申告をしましたか	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
5 あなたご自身が経営所得安定対策等交付金を申請しましたか	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
6 あなたご自身が農業共済(NOSAI)に加入しましたか	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>

令和3年度 山形市農業委員会 許可等日程

許可月	3条・4条・5条等の受付期間	総会開催日
7月	6月21日(月)～25日(金)	7月13日(火)
8月	7月20日(火)～21日(水)	8月13日(金)
9月	8月20日(金)～25日(水)	9月13日(月)

※農地法3条(農地に係る権利移動)、4条・5条(農地の転用)等の許可を受けるためには、上記の受付期間中に申請し、翌月13日頃開催の総会で許可・不許可の決定となります。

※許可申請には確認事項、必要書類がありますので事前にご相談ください。

お問い合わせ先：山形市農業委員会事務局(電話 023-641-1212 内線 775・776)

編集後記

風薫る五月、周囲の野山が新緑でモリモリと立体的になっていく。思いつくのは国民的アニメ「となりのトトロ」に登場するサツキとメイ、姉妹の名前は二人とも五月だ。そして、たった一晩でドングリが超巨大なクスノキへと変化(へんげ)していく描写は、まさに圧巻だった。

子供の頃のイヤな思い出もある。サクランボ畑でムクドリのおやヒナを捕まえて遊んでいると、ガキ大将が「んっ?」と樹の洞からでつかいへび(青大将)を抜き上げ、下級生の僕らの顔めがけて投げつけてきたのだ!

そんな息吹あふれる大好きな五月だが、農作業も本格的に気忙しいくなる。心に余裕を持ち、くれぐれも安全作業に努めたいものだ。

(編集委員 推名 俊明)

